

瓦斯料金を五十錢以上値下せよ！
計量器使用料、引込設備料を全廢せよ！
大株主擁護の増資反對！
瓦斯事業を公營化せよ！

東京瓦斯料金の値下問題

会社の營業狀態と値下要求の理由

一、東京瓦斯株式會社と東京市との關係

東京瓦斯株式會社は明治十八年に資本金二十萬圓にて設立され、明治二十三年に三十五萬圓に増資し、以來逐年擴張せられて、明治四十三年には資本金千七百萬圓の大會社となるに至つた。然るに同會社は公益事業の精神を忘れて獨占事業の横暴を行ひ、當時瓦斯料金を千立方呎燈火用二圓四十錢熱用二圓十六錢とした。これは一般物價の低かつた其頃としては高いものであつたから、同會社に對抗する爲に明治四十年に千代田瓦斯株式會社が設立されたのである。その結果兩社の競争となり料金は千立方呎一圓八十錢までに低下したが、兩會社は競争の不利を痛感して、明治四十三年に東京瓦斯會社に千代田瓦斯會社を合併するに至つた。翌四十四年に東京瓦斯と東京市との間に報償契約が締結せられ、瓦斯管稅を廢止して、報償金の納付を規定した。

大正七年十月東京ガスは歐洲戰亂勃發後の物價騰貴に伴ひ、炭價も著しく高價となりたる爲め瓦斯の製造供給は收支相償はずとして千立方呎に付き一圓の料金引上方を東京市に向つて請願した。大正八年九月三十日一圓の値上案は五十錢の引上に落つき、千立方呎五十錢の値上が承認

せられた。此値上案に伴ふてガス疑獄事件が発生し、ガス調査委員長市會議員棚橋一郎市會議員高橋義信等會社側にては總部保次其他數十名が賄賂罪にて收容せられ、三十九萬餘圓の運動費によりて、當時に於て年額百八十萬圓の増收を今日に於ては四百五十萬圓の増收をガス會社に獲得せしめたのである。

ガス會社は此つ如く非道を敢てしたに拘はらず、更に大正八年に道路法の制定せらるゝや、市内に於ける國道、府縣道及市道の管理は凡て國の機關たる東京市長に歸屬するに至つたから、公共團體たる市は會社をして道路を占用せしむる何等の權利を存せず、報償契約は全部失効したと云ふて、報償契約の効力を争ひ訴訟問題にも至らしめたが、大正十五年に訴を取下げたのである。然るに大正十四年一月東京ガスは大震災の爲め滅失、毀損したる諸設備を復舊する必要上千二百萬圓の社債募集を報償契約十二條に基づいて市の承認を求めたが、五月三十日に至り會社は「需要者の増加に伴ふて設備の復舊は目前の急務に迫り、之を放任すれば冬季に至つて瓦斯の供給は圓滑を缺き、需要者に迷惑を及ぼすべく、且つ資金調達に急を要し遲滞する時は募債の好機を失するの惧あるを以て、會社は任意に社債を募集する」と通告し市の承認を受けず獨斷